

○ 数値の算定及び等級の格付け 要領

昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号

最終改正 平成 30 年 3 月 28 日国港総第 620 号

港湾局長から特定部局長あて

(総則)

第 1 条 「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号。以下「要領」という。)第 6 条に規定する数値の算定及び等級の格付けについては、別に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

(総合数値)

第 2 条 総合数値は、要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事及び同第 7 条の 2 に掲げる測量調査にあっては、客観的事項について算定した数値(以下「客観点数」という。)と特別事項について算定した数値(以下「特別点数」という。)を合算した数値とし、同第 7 条の 3 に掲げる建設コンサルタント等にあっては客観点数の数値とする。

(客観的事項の審査項目)

第 3 条 要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 経営規模

イ 経営事項審査(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 85 号)に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。)の申請した日の属する事業年度の開始の日(以下「当期事業年度開始日」という。)の直前 2 年又は直前 3 年の各事業年度における一般競争又は指名競争に参加を希望する工事の種類別の年間平均の完成工事高(以下「年間平均完成工事高」という。)

ロ 客観的事項の審査基準日(経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。)の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額(貸借対照表における純資産合計の額をいう。以下同じ。)又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)

ハ 当期事業年度開始日の直前 1 年(以下「審査対象年」という。)における利払前税引前償却前利益(審査対象年の各事業年度(以下「審査対象事業年度」という。)における営業利益の額に審査対象事業年度における減価償却実施額(審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として計上した額をいう。以下同じ。)を加えた額)及び審査対象年開始日の直前 1 年(以下「前審査対象年」という。)の利払前税引前償却前利益の平均の額(以下「平均利益

額」という。)

(2) 経営状況

- イ 審査対象年における純支払利息比率(審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額を審査対象事業年度における売上高(完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額をいう。以下同じ。)で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ロ 審査対象年における負債回転期間(基準決算における流動負債と固定負債の合計の額を審査対象事業年度における1月当たり売上高(売上高の額を12で除した額をいう。)で除して得た数値をいう。)
- ハ 審査対象年における総資本売上総利益率(審査対象事業年度における売上総利益の額を基準決算及び基準決算の前期決算における総資本の額(貸借対照表における負債純資産合計の額をいう。以下同じ。)の平均の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ニ 審査対象年における売上高経常利益率(審査対象事業年度における経常利益(個人である場合においては事業主利益の額とする。)の額を審査対象事業年度における売上高で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ホ 基準決算における自己資本対固定資産比率(基準決算における自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ヘ 基準決算における自己資本比率(基準決算における自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ト 審査対象年における営業キャッシュ・フローの額(審査対象事業年度における経常利益の額に減価償却実施額を加え、法人税、住民税及び事業税を控除し、基準決算の前期決算から基準決算にかけての引当金増減額、売掛債権増減額、仕入債務増減額、棚卸資産増減額及び受入金増減額を加減したものを1億で除して得た数値をいう。)及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額
- チ 基準決算における利益剰余金の額(基準決算における利益剰余金の額を1億で除して得た数値をいう。)

(3) 技術力

- イ 客観的事項の審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数(ただし、1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。)
 - ① 建設業法第15条第2号イに該当する者(同法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したものに限る。)
 - ② 建設業法第15条第2号イに該当する者であって、①に掲げる者以外の者
 - ③ 登録基幹技能者講習(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習をいう。)を修了した者であって①及び②に掲げる者以外の者

- ④ 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって①、②及び③に掲げる者以外の者
 - ⑤ 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で①、②、③及び④に掲げる者以外の者
 - ロ 当期事業年度開始日の直前 2 年又は直前 3 年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (4) その他の審査項目（社会性等）
- イ 次に掲げる労働福祉の状況
 - ① 客観的事項の審査基準日における雇用保険加入の有無（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出を行っているか否かをいう。）
 - ② 客観的事項の審査基準日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無（健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 24 条の規定による届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条に規定する届出を行っているか否かをいう。）
 - ③ 客観的事項の審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 6 章の独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で同法第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約又はこれに準ずる契約の締結を行っているか否かをいう。）
 - ④ 客観的事項の審査基準日における退職一時金制度導入の有無（労働協約において退職手当に関する定めがあるか否か、労働基準法第 89 条第 1 項第 3 号の 2 の定めるところにより就業規則に退職手当の定めがあるか否か、同条第 2 項の退職手当に関する事項についての規則が定められているか否か、中小企業退職金共済法第 2 条第 3 項に規定する退職金共済契約を締結しているか否か、又は所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 7 3 条第 1 項に規定する特定退職金共済団体との間でその行う退職金共済に関する事業について共済契約を締結しているか否かをいう。）又は客観的事項の審査基準日における企業年金制度の導入の有無（厚生年金保険法第 9 章第 1 節の規定に基づき厚生年金基金を設立しているか否か、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）附則第 20 条に規定する適格退職年金契約を締結しているか否か、確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項に規定する確定給付企業年金の導入を行っているか否か、又は確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する企業型年金の導入を行っているか否かをいう。）
 - ⑤ 客観的事項の審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無（公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、

全日本火災共済協同組合連合会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。)

ロ 次に掲げる建設業の営業継続の状況

① 客観的事項の審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生開始手続の開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいう。)

② 客観的事項の審査基準日における民事再生法又は会社更生法の適用の有無(平成23年4月1日以降の申立てに係る再生開始手続の開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない建設業者であるか否かをいう。)

ハ 客観的事項の審査基準日における防災協定締結の有無(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。))又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定を締結しているか否かをいう。)

ニ 審査対象年における法令遵守の状況(建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがあるか否かをいう。)

ホ 次に掲げる客観的事項の審査基準日における建設業の経理に関する状況

① 監査の受審状況(会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち②のイに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無をいう。)

② 審査基準日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数
イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ロに規定する建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録経理試験」という。)の一級試験に合格した者

ロ 登録経理試験の二級試験に合格した者であってイに掲げる者以外の者

ヘ 審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額(以下「平均研究開発費の額」という。ただし、会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限る。)

ト 客観的事項の審査基準日における建設機械の保有状況(自ら所有し、又はリース契約(客観的事項の審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているものに限る。))により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラク

ターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

チ 客観的事項の審査基準日における国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（国際標準化機構第 9001 号又は第 14001 号の規格により登録されているか否かをいう（認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限定されているものは除く。））

リ 次に掲げる客観的事項の審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

① 若年技術職員（満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況（客観的事項の審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセント以上であるか否かをいう。）

② 新規若年技術職員の育成及び確保の状況（客観的事項の審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の 1 パーセント以上であるか否かをいう。）

2 要領第 7 条の 2 に掲げる測量調査の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 定期又は随時の資格審査を申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前 2 年の各事業年度における測量調査の年間平均実績高

(2) 経営規模

イ 測量等審査基準日の直前決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額

ロ 測量等審査基準日における事業に従事する職員の数

(3) 経営比率等

イ 直前決算における流動比率

ロ 直前決算における自己資本固定比率（自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

ハ 測量等審査基準日の直前 1 年における総資本純利益率（純利益の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

ニ 測量等審査基準日までの営業年数

3 要領第 7 条の 3 に掲げる建設コンサルタント等の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 測量等審査基準日の直前 2 年の各事業年度における建設コンサルタント等の年間平均実績高

- (2) 経営規模
 - イ 直前決算における自己資本の額
 - ロ 測量等審査基準日における事業に従事する職員の数
- (3) 経営比率等
 - イ 直前決算における流動比率
 - ロ 測量等審査基準日までの営業年数

(客観的事項の審査項目の審査数値)

第3条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

- (1) 年間平均完成工事高；その金額に応じた別表1の点数欄の点数とする。
- (2) 経営規模；自己資本額の又は平均自己資本額に応じた点数（ただし、数値が0に満たない場合は0とみなす。）（別表2）及び平均利益額に応じた点数（ただし、数値が0に満たない場合は0とみなす。）（別表3）を合計した点数を2で除して得た数値（小数点以下切り捨て）の点数とする。
- (3) 経営状況；次の算式により算定した数値とする。

算式

$$167.3 \times \text{経営状況評点} + 583$$

経営状況評点（ただし、経営状況評点が0点に満たない場合は0とみなす。）

の算定の方式

$$-0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 \\ + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

X1：純支払利息比率

X2：負債回転期間

X3：総資本売上総利益率

X4：売上高経常利益率

X5：自己資本対固定資産比率

X6：自己資本比率

X7：営業キャッシュ・フロー

X8：利益剰余金

備考

上記 X1～X8 の各指標ごとに、その数値が別表 33 の A 欄に掲げる数値を超える場合は A 欄に掲げる数値とし、B 欄に掲げる数値に満たない場合は B 欄に掲げる数値とする。

なお、審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が 12 か月に満たない場合は C 欄に掲げる数値とする。

- (4) 技術力；次のイに定める数値に5分の4を乗じたものと、ロに定める数値に5分の1を乗じたものを合計して得た点数とする。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数に、1級技術者であって監理技術者資格証保有者かつ監理技術者講習受講者にあつては、6を、1級技術者にあつては、5を、基幹技能者受講者であつて1級技術者以外の者にあつては、3を、2級技術者にあつては、2を、その他の技術者にあつては、1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値を、希望工事区分ごとに求め、これら

が別表 4 の技術職員数値の欄のいずれに該当するか求める。

ロ 元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、そのいずれかの額が、別表 5 の種類別年間平均元請完成工事高の欄のいずれかに該当するかを許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに求める。

(5) その他の審査項目；次のイからリまで定める数値を合計し、その数値を次の算式により算出した数値とする。

算式 $I \sim R$ までの合計値 $\times 10 \times 190 / 200$

イ 労働福祉の状況の数値

次の算式により算出した点数とする。

算式 $Y1 \times 15 - Y2 \times 40$

Y1；第3条第1項第4号イの③から⑤までの各項目のうち加入又は導入されている件数

Y2；第3条第1項第4号イの①から②までの各項目について加入をしていないとされた件数

ロ 建設業の営業年数の数値

① 営業年数に応じた別表 6 の点数とする。

② 民事再生法又は会社更生法の適用の有無に応じて、別表 7 の点数とする。

ハ 防災活動への貢献の状況の数値

防災協定締結の有無に応じて、別表 8 の点数とする。

ニ 法令遵守の状況の数値

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無に応じて、別表 9 の点数とする。

ホ 建設業の経理に関する状況の数値

① 監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置有無又は建設業の経理実務の責任者に該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無に応じて、別表 10 の点数とする。

② 公認会計士等の数については、別表 11 の公認会計士等数値の欄のいずれに該当するかを求め、点数とする。

ヘ 研究開発の状況の数値

平均研究開発費の額に応じて、別表 12 の点数とする。

ト 建設機械の保有状況の数値

建設機械の所有及びリース台数に応じて、別表 13 の点数とする。

チ 国際標準化機構が定めた規格による登録状況の数値

国際標準化機構第 9001 号又は第 14001 号の規格による登録の有無に応じて、別表 14 の点数とする。

リ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の数値

① 若年の技術職員の継続的な育成及び確保の状況に応じて、別表第 15 の点数とする。

② 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第 16 の点数

とする。

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

- (1) 年間平均実績高；その金額に応じた別表17の点数欄の点数とする。
- (2) 経営規模；自己資本の額及び職員の数に応じた別表18の点数欄の点数の合計値とする。
- (3) 経営比率等；流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率の各比率並びに営業年数の年数に応じた別表19の点数欄の点数の合計値とする。

3 要領第7条の3に掲げる建設コンサルタント等の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

- (1) 年間平均実績高；その金額に応じた別表20の点数欄の点数とする。
- (2) 経営規模；自己資本の額及び職員の数に応じた別表21の点数欄の点数の合計値とする。
- (3) 経営比率等；流動比率及び営業年数に応じた別表22の点数欄の点数の合計値とする。

(客観点数)

第3条の3 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観点数は、次の算式により算定した値（小数点以下第1位四捨五入）とする。ただし、契約業者が経営事項審査を受けている場合は、次の算式による算定に代えて、同第3条第1項第2号に掲げる書類に記載された総合評定値（P）の値（希望する工事種別に対応する建設工事のものに限る。）を採用することができる。

$$\text{算式 } 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

X1；年間平均完成工事高の審査数値

X2；経営規模の審査数値

Y；経営状況の審査数値

Z；技術力の審査数値

W；その他の審査項目の合計数値

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の客観点数は、次の算式により算定した値（小数点以下第1位四捨五入）とする。

$$\text{算式 } A \times \left(1 + \frac{B + C}{120} \right)$$

A；年間平均実績高の審査数値

B；経営規模の審査数値

C；経営比率等の審査数値

3 要領第7条の3に掲げる建設コンサルタント等の客観点数は、次の算式により算定した値（小数点以下第1位四捨五入）とする。

$$\text{算式 } A + B + C$$

A；年間平均実績高の審査数値

B；経営規模の審査数値

C；経営比率等の審査数値

(特別事項の審査項目)

第4条 要領第7条第1項各号に掲げる工事の特別事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定期の資格審査を行う直前の12月1日の港湾工事に用保有船舶の能力（要領第7条第1項第2号及び第3号に掲げる工事に限る。）
- (2) 定期の資格審査を行う直前の10月1日（以下「特別事項の審査基準日」という。）の前日までの4年間の工事成績等
- (3) 特別事項の審査基準日の専門技術者数、新技術の開発実績等

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の特別事項の審査項目は、特別事項の審査基準日の前日までの2年の業務成績等とする。

（特別事項の審査項目の審査数値）

第4条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の特別事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

- (1) 港湾工事に用保有船舶の能力；その能力に応じた別表23の点数欄の点数とする。
- (2) 工事成績等

イ 特別事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した要領第7条第1項各号に掲げる工事（地方整備局（港湾空港関係）、北海道開発局港湾空港部が所掌する工事並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている工事で、希望工事区分に属する工事に限る。以下「対象工事」という。）ごとに、「請負工事成績評定要領の制定について」（平成21年3月31日国港技第105号の2）第4（ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る工事については、地方整備局（港湾空港関係）の評価方法と同等のものに限る。）の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数（当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。）に、当該工事の技術的難易度係数（請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき別表24の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。）、災害対応実績係数（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）、工事の請負金額を100万円で除した数値、当該工事を発注した地方整備局の別、当該工事の請負金額に応じ別表25の「部局係数」の欄に掲げる数値（以下「部局係数」という。）、調整係数（調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）及び評価対象工事の区分に応じ別表26の「直近係数」の欄に掲げる数値（以下「直近係数」という。）を乗じて点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数（別表27において、「合計点数」という。）に応じ、別表27の算式により算出した値を評価点とする。ただし、技術提案及び施工計画（以下「技術提案等」という。）を受け付けた工事（契約後VE方式によるものを除く。）については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除

した点数（技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については 1.0 点）に、当該工事の技術的難易度係数、災害対応実績係数、工事の請負金額を 100 万円で除した数値、部局係数、得点率（技術提案又は施工計画の加算点（評価に応じて与えられた得点をいう。）を加算点の満点で除したもの。）に 1.0 を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数（技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事についてはさらに 0.5 を乗じる）を当該工事の点数とする。

なお、共同企業体が完成した工事に係る希望工事区分ごとの点数は、当該共同企業体の各構成員の点数として取り扱うことができるものとする。

- ロ 成績評定が負の値になる場合は、技術的難易度係数を逆数にして当該工事の点数を計算する。
- ハ 入札を辞退した工事、契約担当官等から入札を無効とされた工事及び入札価格が予定価格を超過した工事、契約解除された工事については、点数の算定対象としないものとする。

(3) 専門技術者数、新技術等の開発実績

- イ 一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格し、登録を受けている専門技術者数に応じて、別表 28 の点数欄の点数とする。
- ロ 一般財団法人沿岸技術研究センターの行う「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」に登録（評価証の有効期限 5 年）及び更新している技術案件数に応じた別表 29 の点数欄の点数とする。

2 要領第 7 条の 2 に掲げる測量調査の特別事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

(1) 業務成績等

イ 業務成績点

特別事項の審査基準日の前日までの 2 年間に完了した要領第 7 条の 2 に掲げる測量調査に係る「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について」（平成 8 年 4 月 1 日港管第 873 号）第 16 条に規定する業務成績表（北海道開発局港湾空港部が所掌する測量調査並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている測量調査の業務成績表を含む。ただし地方整備局（港湾空港関係）の評価方法と同等のものに限る。）による評定点（完了した測量調査が 2 以上あるときは、その平均値）に応じた別表 30 の点数を次の算式により算定した値（小数点以下切り捨て）とする。

$$\text{算式 } 0.2 \times (A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3)$$

A；当該地方整備局の評定点平均値に応じた点数

B；全地方整備局等の評定点平均値に応じた点数

ロ 業務経歴点等

地方整備局（港湾空港関係）に係る測量調査（北海道開発局港湾空港部が所掌する測量調査並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている測量調査を含む。）の業務経歴等を別表 31 により算出した点数とする。

(特別点数)

第4条の3 要領第7条第1項各号に掲げる工事の特別点数は、次の算式により算定した値とする。

算式 $A + B + C$

A ; 港湾工事に用いる船舶の能力の審査数値

B ; 工事成績等の審査数値

C ; 専門技術者数、新技術等の開発実績の審査数値

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の特別点数は、次の算式により算定した値とする。

算式 $A + B$

A ; 業務成績点の審査数値

B ; 業務経歴等の審査数値

(契約業者の等級の格付け)

第5条 契約業者の等級の格付けは、総合数値等に基づいて別表32により行う。

(共同企業体の特例)

第6条 共同企業体に係る客観点数及び特別点数の算定方法等は、第3条から第4条の3までに定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同企業体の年間平均完成工事高、経営規模及び経営状況等は、次により取り扱う。

イ 年間平均完成工事高は、各構成員の年間平均完成工事高の和とする。

ロ 経営規模は、各構成員の自己資本の額又は平均自己資本額及び平均利益額のそれぞれの和とする。

ハ 経営状況に係る審査数値は、各構成員ごとに第3条の2第1項第3号の規定により算定した審査数値の平均値(小数点以下第1位四捨五入)とする。

ニ 技術力に係る審査数値は、各構成員のそれぞれの和とする。

ホ その他の審査項目は、各構成員のその他の審査項目の平均値とする。

(2) 共同企業体の工事施工能力に関する特別事項の審査は、特別事項の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を勘案して評定を行う。ただし、工事成績のない共同企業体については、各構成員の特別事項の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を勘案して評定を行う。また、港湾工事に用いる船舶の能力は、各構成員の保有船舶の能力の和とする。

(3) 経常建設共同企業体の客観的事項の審査及び等級の格付けを行うにあたっては、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、当該企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、客観的事項について算定した点数(以下「客観点数」という。)及び特別事項について算定した点数(以下「特別点数」という。)を10%を基本に合理的と認められる範囲内でプラスに調整することができるものとし、これ以外の経常建設共同企業体については、客観点数及び特別点数の調整は行わないものとする。

(協業組合等の特例)

第7条 協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合をいう。以下同じ。)に係る客観点数及び特別点数の算定方法等

は、第3条から第4条の3までに定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 協業組合の工事施工能力に関する特別事項の審査は、特別事項の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を評定して行う。ただし、工事成績のない協業組合については、各組合員の審査基準日の前日までの4年間の完成工事の成績を勘案して評定を行う。

また、港湾工事用保有船舶の能力は、当該協業組合の保有船舶の能力による。

(2) 協業組合の客観的事項の審査及び等級の格付けを行うにあたっては、当該協業組合の初期の事業をなし得るに至るまでの相当の期間、その協業の態様、協調の度合等を勘案して客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）及び特別事項について算定した点数（以下「特別点数」という。）について、おおむね15%の範囲内でプラスに調整することができるものとする。

なお、当分の間、当該協業組合が施工実績に著しく劣る場合を除き、客観点数及び特別点数について、それぞれ10%プラスに調整できるものとする。

2 企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。）の客観点数及び特別点数の算定方法等は、前項の規定に準ずるものとする。

附 則

1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査を申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

2. 要領第7条第1項第5号に掲げる工事に係る第3条第1項第4号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第3条の2第1項第4号の規定にかかわらず、1級技術者の数、2級技術者の数及びその他技術者の数の合計数値に応じた別表3の点数欄の点数とする。

附 則

この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月1日付け港管第2136号）

この通達は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年12月17日付け港管第2374号）

この改正は、平成11・12年度の資格審査から適用し、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月23日付け港管第23の7号）

この改正は、平成13・14年度の資格審査から適用し、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日付け国港管第802号）

この改正は、平成15・16年度の資格審査から適用し、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 10 月 27 日付け国港管第 639 号）

本通達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16 年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

附 則（平成 19 年 2 月 13 日付け国港総第 713 号）

この改正は、平成 19・20 年度の資格審査から適用し、平成 17・18 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 980 号）

この改正は、平成 21・22 年度の資格審査から適用し、平成 19・20 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日付け国港総第 800 号）

この改正は、平成 23・24 年度の資格審査から適用し、平成 21・22 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。ただし、平成 23 年 8 月 31 日までにを行う申請において、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年 国土交通省告示第 1175 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第 3 条から第 3 条の 3 により取り扱うこととする。

附則（平成 25 年 3 月 15 日付け国港総第 528 号）

この改正は、平成 25・26 年度の資格審査から適用し、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号）

本通達は、平成 27・28 年度の資格審査から適用し、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第 3 条第 4 項イ⑤、ト及びリ並びに第 3 条の 2 第 5 項リの改正は、要領第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる書類が建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 26 年国土交通省告示第 1055 号）による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）に基づき審査されている場合には、適用しない。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日付け国港総第 519 号）

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け国港総第 620 号）

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年 国土交通省告示第 1196 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のおりとする。